

夢を実現する第一歩のために

2025年9月 特集号①

ミツヒロニュース



法人税予定申告分の納付書の送付について

前事業年度の法人税額が 20 万円を超える場合は、予定申告及び納税が必要です（事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内）。

国税庁は従前、予定申告分の納付書を事前送付していましたが、令和 6 年 5 月から前事業年度の法人税及び地方法人税の確定申告書を e-Tax により提出した法人については、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、法人税予定申告書用紙を送付しないこととしています。

そのため、法人税の予定申告が必要な法人については、法定申告期限月の上旬に「法人税の予定申告のお知らせ」が e-Tax のメッセージボックス（以下「メッセージボックス」といいます。）に送られてくるので、メッセージボックスを確認する必要があります。



書面の「申告書等用紙」
（国税庁HP）

【事前送付を行わないこととなる方】

- e-Tax により申告書を提出されている法人の方
- e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
 - ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）
 - 振替納税
 - インターネットバンキング等による納付
 - クレジットカード納付
 - スマホアプリ納付
 - コンビニ納付（QRコード）



なお、消費税中間申告（前課税期間の消費税が 48 万円超の場合）の申告書及び納付書は、e-Tax 義務化法人を除き、送付するとしています。

《注意》

国税庁から予定納税のための申告書・納付書が送付されなくなったことにより、申告・納税がされていないケースが出てきています。予定納税の必要な方は、忘れずに納付をしてください。

納付書は所轄の税務署で取得するか、当事務所までご連絡ください。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

参考文献： ■国税庁



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

